

決算特別委員会会議録

開会時間 午前10時02分

閉会時間 午後2時12分

日時 平成24年10月19日(金)

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 木村富貴子
副委員長 棚本 邦由
委員 臼井 成夫 高野 剛 石井 脩徳 堀内 富久
塩澤 浩 桜本 広樹 皆川 巖 保延 実
仁ノ平尚子 丹澤 和平 大柴 邦彦 永井 学
高木 晴雄 久保田松幸 安本 美紀

委員欠席者 清水 武則

説明のため出席した者

リニア交通局長 小池 一男 リニア交通局次長 矢島 孝雄
リニア推進課長 佐藤 佳臣 交通政策課長 大柴 節美

農政部長 加藤 啓 農政部次長 山里 直志 農政部次長 輿石 隆治
農政部技監 小沢 和茂 農政総務課長 橘田 恭 農村振興課長 小幡 保貴
果樹食品流通課長 西野 孝 農産物販売戦略室長 小野 光明
畜産課長 桜井 和巳 花き農水産課長 田中 真 農業技術課長 樋川 宗雄
担い手対策室長 相川 勝六 耕地課長 山本 重高

福祉保健部長 三枝 幹男 福祉保健部次長 原間 敏彦
福祉保健部次長 鈴木 治喜 福祉保健総務課長 横森 梨枝子
監査指導室長 遠藤 裕也 長寿社会課長 布施 智樹 国保援護課長 小澤 賢蔵
児童家庭課長 宮沢 雅史 障害福祉課長 篠原 昭彦 医務課長 田中 俊郎
衛生薬務課長 大久保 正弘 健康増進課長 大澤 英司

森林環境部長 安藤 輝雄 林務長 深沢 侑企彦
森林環境部理事(林業公社改革・最終処分場) 高木 昭 森林環境部次長 守屋 守
森林環境部技監(林政) 佐野 克己
森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 長江 良明
森林環境総務課長 大堀 道也 環境創造課長 小島 徹
大気水質保全課長 山口 幸久 環境整備課長 保坂 公敏
みどり自然課長 石原 三義 林業振興課長 中山 基
県有林課長 江里口 浩二 治山林道課長 沢登 智

会計管理者 広瀬 猛 出納局次長(会計課長事務取扱) 吉田 泉

議題 認第 1 号 平成 23 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前 10 時 02 分から午前 10 時 20 分まで会計管理者及び出納局次長から概況説明を受けた後、午前 10 時 21 分から午前 11 時 58 分までリニア交通局及び農政部関係、午後 1 時 04 分から午後 2 時 12 分まで福祉保健部・森林環境部関係の部局審査を行った。

質 疑 リニア交通局・農政部関係

(バスネットワークの確保について)

桜本委員 成果説明書の 68 ページの 8 のところで地域の日常生活を支えるバスネットワークの確保のときの施設の事業内容及び成果という部分であります。県民の交通利便性の向上を図るためということで、広域路線バスの確保の維持、あるいは市町村の自主運営するバス等に対する支援をうたわれているんですが、実際の内容等は民間の路線バスの廃止が非常に目立っており、また市町村のバス計画と言うんですか、コミュニティバスやデマンドバス交通との整合性がとれなくて、逆に山梨県の交通体系が崩れているというようなことを私は感じておりますし、県民や各業界の方々から、そうしたお話を伺っております。その中でこの成果が実際に県民の認識と合致しているのかどうか、その辺についてちょっとお考えをお示ししてもらいたいと思います。

大柴交通政策課長 主要施策成果説明書の 68 ページの 8 の地域の日常生活を支えるバスネットワークの確保の成果につきまして説明させていただきます。確かに委員が御指摘されましたように、バス事業者が運行します路線バスと、市町村が運行するコミュニティバス・デマンドバスというフィーダー路線が一体的に連携を図って県内の県民の足の確保、移動の足の確保ということで、体系的なバスネットワークを形成していきたいと考えておりますが、実態としましては委員がおっしゃったように競合しているようなケースも見受けられるところであります。それにつきまして、県としましても広域的な観点から、県民のニーズに合ったバス路線に再編していけるよう、またバス事業として成り立っていくように、ぜひ県民の皆さんにもバスを利用していただくよということで、利用促進とネットワーク再編という 2 本柱に取り組んでいるところでして、確かに県民の意識とこちらの成果というのが合致しているかと言われますと非常に厳しい面はありますが、市町村のフィーダー路線につきましては、基本的に地域の住民の声に基づいて運行されていますので、ある程度ニーズに沿っていると思いますが、委員がおっしゃったような広域的な幹線路線とフィーダー路線との連携という面でいきますと、そのところは県としても今後ネットワークが図れるように取り組んでまいりたいと考えております。

桜本委員 認識をしているというところが救いではあります。その中で市町村のコミュニティバス・デマンドバスとの役割、そして県が全体的な山梨県の例えば通勤・通学、あるいは弱者のためのもの、あるいは医療機関への通院というように、的を絞った交通政策というものを市町村と連携をして、市町村はその主要なバス路線に住民を運ぶ、そしてそれ以外のは民間に行ってもらおうというように、メリ張りのついたやり方をとっていかなければならないと思います。一部その辺にも触れているか

とは思いますが。その中で地域ニーズに対応した公共交通への支援ということで、その 3 つ目の下になるのですが、地域のバス交通活性化検討会の開催が年に 1 回になっているという、この回数についてどのようにお考えでしょうか。

大柴交通政策課長 こちらの地域バス交通活性化検討会の開催回数、昨年 8 月に 1 回ということなのですが、先ほども申しあげましたように、地域の公共交通をより活性化していく、そのために利便性の向上を図っていく、ネットワーク化を図っていくという観点で昨年度立ち上げたものでして、このメンバーにつきましましてはバス事業者と運輸支局、それから、県で立ち上げております。開催は 1 回ですけれども、非公式にはそれぞれバス事業者、それから、運輸支局等と具体的な改善策ということについては協議を行っているところでありまして、全体として会議を行ったのが 1 回ということですが、今後につきましても内容に応じて随時開催してまいりたいと考えております。

桜本委員 山梨県というのは乗用車世帯保有台数率というのが全国でも非常に高位置にいるということですが、要するにそれによって車の台数、日常生活の中で車が使われているということの中で、CO₂の問題等も含まれてきます。そのように、ここにあるように地域の日常生活に主眼を置いて、ぜひ弱者を中心としたネットワークを市町村と連携を密にさせていただいて、市町村の役割、あるいは民間の役割、あるいは県の交通政策の体系をもう一度細かく見詰めて、きちっとした交通政策に反映できるように考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

大柴交通政策課長 委員の御指摘のとおり、やはりバス交通というのは本県のマイカー依存度が他県と比べましても非常に高いという状況の中で非常に衰退してきている状況にありますので、これを改善しまして、より県民の皆さんに乗っていただけるような利便性の高いものにしていく必要があると考えております。そのために昨年度立ち上げたこの検討会、また新たに市町村の交通政策を所管している担当者の会議も昨年度立ち上げておりますので、そちらとも連携を図りながら、よりよい方向に持っていくように取り組んでまいりたいと思っております。

(諸収入の収入未済額について)

丹澤委員 農政部所管の農の 3 で第 1 4 款諸収入の収入未済額が 3,475 万 1,000 円とありますけれども、この中身についてもうちょっと詳しく御説明をいただきたい。

橘田農政総務課長 収入未済額の主なものにつきましては、農の 3 ページの一番下にございますけれども、違約金及び延滞利息ということで、談合案件に伴う違約金、あるいは工事請負契約の解除に伴う前払金の返還利息ということでございます。

丹澤委員 この違約金の返済額は幾らで、何社がこの収入未済になっているのか。また今どういう手続をしているのか、その時効中断のためにどうしているのか。

橘田農政総務課長 違約金につきましては工事会社のうち 3 社ございまして、金額が 3,441 万 5,000 円余でございます。

手続でございますけれども、督促状の発送を行ったり、あるいは催告状や、それぞれの業者のところへ訪問とか、債権者説明会に参加するというようなことで、その未済について収入をしてもらうように努力をしているところでございます。

丹澤委員 債権者説明会って、これ 3 社全部つぶれているんですか。

橘田農政総務課長 1社につきまして債権者の説明会があって、担当職員が参加をして状況を聞いている状況でございます。

丹澤委員 今回の手続で時効の中断はされているんですか、催告だけで。

橘田農政総務課長 債権者が今おりますので、その時効の中断を行うべく対応をしているということでございます。

丹澤委員 行うべくと言うけれども、今どういう手続をとろうとしているんですか。

橘田農政総務課長 時効の中断につきましては、催告については法令による定めがございませんけれども、文書とか電話とか現地訪問等がございますので、催告をしたときから6カ月以内に裁判所の手続を行えば時効の中断の要件になるということでございますので、催告そのものが時効の中断になるということではございません。

丹澤委員 だって、6カ月やって効果ないんでしょう、催告の効果は。催告をしたのはいつですか。

橘田農政総務課長 まず納付期限から御説明をさせていただきますけれども、3社のうち2社が昨年の9月20日が納付期限でございます。1社がことしの4月9日ということで、それぞれ3社には督促状を送付したということでございます。それから、催告につきましては文書の発送だけでなく、先ほどお話ししたように電話とか、現地訪問等がございますので、そういうことで随時行っている状況でございます。

丹澤委員 いや、電話とか文書などは時効の通達の要件になりますか。

橘田農政総務課長 時効の中断の要件にはならないというふうに考えております。

丹澤委員 じゃ、しかるべく手続をとらなきゃだめじゃないですか、それは。

橘田農政総務課長 まず、収入未済については納めてもらうということが大前提でございますので、納めてもらうべく手続とか、職員の訪問などを行っているということでございます。

丹澤委員 はい、わかりました。

(新たな水田農業確立推進事業費執行残について)

安本委員 私の方から不用額の方で大きなものについてその概要をお伺いしたいと思えます。まず農の10ページの中ほどの新たな水田農業確立推進事業費執行残について、事業の内容と理由をお伺いします。

田中花き農水産課長 新たな水田農業確立推進事業につきましては、米の消費量が減少する中、全体的に水田の生産過剰が続いているということを受けまして、全国的に米の生産調整を行っております。本県は比較のお米の価格が高いということを受けて、その生産調整を円滑に推進するために水田の米、麦、その他戦略作物等の作付の拡大を推進するための補助事業等を行っております。これはそういった生産者や生産組合が行う事業に対して、そこにかかる経費の主に2分の1を県の方で補助するという事業でありまして、事業実施に当たりましては各農務事務所等を通じて要望等の吸い上げ等を行って支出に努めているわけですが、事業者の補助裏と言いますか、

2分の1の負担が急遽できなくなったというようなことで、当初執行を予定して予算内の執行というか、補助に予定したところですけども、実際になって自己的な資金が調達できないということでできなくなった部分であります。

安本委員 2分の1はその事業される側が負担できなかったということによろしいですか。

田中花き農水産課長 当初、私どもが要望等を聞いたときには事業できるということで計画を進めている段階で、事業者が2分の1の自己負担ができなくなったということで、急遽事業が取りやめになったため、不用となったというものであります。

(農村地域新エネルギー利活用推進事業費の執行残について)

安本委員 次に農の11ページの下のほうの農村地域新エネルギー利活用推進事業費の執行残について、事業の概要と執行残の理由をお願いします。

山本耕地課長 農の11ページの農村地域新エネルギー利活用推進事業でございますけれども、農村部においては農村事業へのクリーンエネルギーの導入ということから、平成21年度から新エネルギーの取り組みをしているということでございまして、平成22年度は太陽光発電の関係を取り組んでまいりました。平成23年度におきましては小水力発電の導入ということで取り組んで来たわけでございますけれども、平成23年度は調査設計を実施し工事に着手するという形で進めてまいりました。しかし、当地区は葦崎市及び南アルプス市の徳島堰で小水力発電を実施するというところで、河川法に基づく協議等を進めていたところでありますが、昨年度、葦崎市におきましては河川協議の関係で設置する場所のジャストポイントにおける流量等の観測が必要ということ河川関係機関から話がありまして、その調整に時間を要したということ。それから南アルプス市におきましては、昨年に台風15号がありまして、既に設置されている小水力発電所のところに土砂、あるいはごみ等が混入するということがありまして、新しい方法等の検討等が必要ということで、その調整に時間を要したということで現在検討を進めておりまして、最終的には平成25年度までに設置をしていきたいということから、平成23年度の事業費が不用額となったものでございます。

安本委員 その可能性のある適地については、今後もそこについては進めていくということで、やめるということではなくて。

山本耕地課長 農村地域におけるクリーンエネルギーの導入というのは重要でございまして、私どもの方は本年7月に買取価格の制度が決まったということで、従来の買取価格より高い価格で買い取っていただけるということで、導入についてはその買取価格の制度も踏まえるとともに、最近新たな技術等の導入もございまして、その辺も踏まえて平成25年度の導入に向けて取り組んでいくということでございます。

安本委員 ちょっと私の質問が悪かったかもしれないんですけど、その平成23年度にできなくなったところはその場所で、今年度以降も取り組みをされるのかどうか伺いたかったのですが。

山本耕地課長 平成23年度の導入箇所を検討を進めていくということでございます。それと同時に平成23年度の執行分4,000万円については、山梨県内における各地の賦存量等も調査しておりまして、適地等も考えながら取り組んでいくということで、今回お願いしている農村地域新エネルギーの事業のところの場所につきましては、

平成 23 年度に取り組んだところで実施していくということを考えてございます。

(果樹団地化促進支援事業費の執行残について)

安本委員

また、総括質疑もありますのでそちらの方に送りたいと思いますが、もう一点、その 3 行下の果樹団地化促進支援事業費の執行残についてお伺いします。

山本耕地課長

果樹団地化促進支援事業費でございますけれども、耕地課におきまして果樹団地の再生整備ということで取り組んでおり、この事業は既に存在する立ち木等を伐採し新たな品種を導入するというときに、農家の負担を軽減するという形で実施しているものでございますけれども、今回、平成 23 年度におきましては、地域合意が得られなかったという部分と、立ち木を残して簡易な圃場整備を実施したということから不用額となったものでございます。

(交通安全推進費について)

臼井委員

リニア交通局に尋ねますが、この決算説明資料の中で中央線の高速化にかかわる予算は、ちょっと私が聞き漏らしたのかどうか知らんけど、どこにあるの。

大柴交通政策課長

こちらの決算の概要のりの 3 ページ、アンダーバーの 2 本目の交通安全推進費の 2 つ目の鉄道対策費中の中央東線の高速化及び利便性向上の促進 20 万円というのを計上してありまして、こちらは中央東線高速化広域期成同盟会の負担金であります。これ以外に前年度の事業としまして、知事政策局の政策課題調査費を使わせていただき、中央線の利便性向上に係る調査をさせていただいていますが、こちらの決算につきましては、知事政策局の計上になりますのでこちらには入っておりません。

臼井委員

確かにここに 20 万円という決算報告があるけれども、その二、三下に鉄道輸送対策事業費というのが一億数千万あるんだけど、この説明もしてほしいと思いますが、今この 20 万円以外にリサーチで別な予算を流用しているという話だけでも、やっぱりこういう機会にどういう成果が上がっているのかということも報告すべきだと思うよ。ただ数字を言っているだけじゃ、全く聞いている意味ないものであって、その辺はどうですか。

大柴交通政策課長

それでは、まず 1 点目としまして昨年度の政策課題調査費を使わせていただきました中央線の利便性向上の調査の結果につきまして簡単に説明をさせていただきます。今回のこの調査につきましては J R 東日本と特急定期券導入等をはじめとします利便性向上策についての協議を昨年度行ってきたところですが、J R 側からその県民のニーズ等の基礎的なデータを提示してほしいという要請がございまして、それを受けて実施したものであります。具体的な調査の内容としましては、まずアンケート調査としまして中央線の利用者、それから本県出身の都内の大学等に通っている学生、それから潜在のニーズ者ということで県内の高校 2 年生などを対象として通勤通学の実態、またその意向とか中央線に対する具体的なニーズなどを調査したところであります。それとあわせまして、その調査結果から出てまいりました県民のニーズを踏まえ、具体的にどういった利便性向上策が考えられるのかという想定モデルの検討を行ったところであります。

調査の結果ですが、まず通勤通学の実態につきましては、自宅からの通勤通学者の現状でも一定割合いるということがわかりました。具体的には中央線利用者のア

ンケート調査から、県内の自宅から通勤通学されている方が 35%、それから、本県出身の大学生を対象としたアンケート調査からは 24%の方が県内から通勤通学しているという状況がわかりました。また、現在自宅から通勤通学していらっしやらない単身赴任者とか、都内でひとり暮らしをしている学生などにつきましても、それぞれ単身赴任者で言えば 88%は自宅通勤通学を希望しているとか、あと大学生につきましてもそのうちの 40%が自宅通学希望であるという結果が出ておりました、潜在的には非常に県内の自宅からの通勤通学ニーズが高いということがわかりました。

次に中央線への要望につきましては、実際、今現在通勤通学を行っている方、また単身赴任等を行っている方、いずれも所要時間の短縮、それから、早朝便の運行などの希望が多いという結果が出ております。特にひとり暮らしの学生につきましては、通学費用の軽減を求めているということがわかりました。

利便性向上策の検討につきましては、アンケート調査から見えてきましたこういったニーズを踏まえまして、早朝特急の新設とか、E電の甲府延長、普通列車の速達化、特急定期券の導入などの可能性につきまして具体的に検討していったところでありまして、個々の利便性向上策につきましては、例えば早朝の特急の新設につきましては都内の超過密ダイヤの中では実現がほとんど不可能であるという結果も出ておりますし、幾つかについては可能性があるという結果が出ておりますので、今年度につきましてはこの調査結果を踏まえまして、より実現可能性が高く、また利用者のメリットも高いと思われまます利便性向上策に絞りながら、JRとの協議・検討を進めてきているところであります。

もう一点ですが、鉄道輸送対策事業費 1 億 6,400 万円についてですが、これは中小民間鉄道事業者が行う、安全性向上のための施設整備に対して、その経費の一部を補助するという事業です。対象となりますのは本県の場合、富士急行株式会社となりますが、富士急行線につきましては既に 5 年間の改善計画が国の承認を受けているところでありまして、これに沿って平成 23 年度に実施しました車両の更新事業に対しまして、その事業費の 3 分の 1 となりますこの金額を補助したものであります。

白井委員

例えば、中央線の早朝の特急電車をもっと現状よりも早い時間特急電車を云々ということについては、かつてはニーズが余りにも少ないと、だから、それは無理だということを聞いていたつもりだけど、今、課長の答弁では過密ダイヤのためにそれができないんだと、これはかつて言ってきたことと違うんだな、その点をもっとしっかり教えてほしい。

それから、今、大月まで来ている E 電を甲府まで云々ということについても、役所は JR 東日本に対して相当要請をしている。それがいつまでも相変わらずならば、また知事が直接強く、JR の新社長に依頼をすとかということも必要である。当然十数年後のリニアもさることながら、今のこの中央線、ただ 120 キロしかない中央線が 90 分も 100 分かかるとい、この改善を何とかしようという、どうも我々への説明責任が足りないのか、現実に余りそういう努力をしてないのか、それはどうなの、もっとちゃんとしっかり答えてくれ。

大柴交通政策課長 早朝の列車の新設について従前の JR の回答としましては、ニーズというよりもやはり考えられる方策とすれば、例えば三鷹・立川間の複々線化、それから、高尾以西の設計改良などが高速化、時間短縮をするためには必要であるということ、県としても JR 側に要望しているところですが、いずれも膨大な事業費を要することがネックになりまして、現時点でなかなか実現の見通しが立っていないという状況であります。

それから、E電の甲府延長につきましても、これまでも広域期成同盟会等を通じまして、先ほどの早朝の特急新設も同じなのですが、いずれも従前から県としても広域期成同盟会などを通じましてJR側に要望をしてきたところではあります。確かに、委員のおっしゃるとおり、進展してないではないかというお叱りの言葉もあるのですが、県としましては、要望内容について整理をさせていただきまして、やはり高速化につきましては実現がなかなか困難な状況にあるという中で、長期的な課題として位置づけをさせていただいており、それより実現の可能性のある利便性向上策、特に県内から東京圏への大学進学、それから就職に伴って転出者が多いという状況の中で、何とか県内からの通勤通学が可能にできないかということで、中央線の利便性向上策に重点を置きながら、取り組みを昨年度から進めてきているところでもあります。

その中で、中央線の利便性向上の調査ですか、今回初めて大がかりな調査をさせていただいたところでして、これまでJR側もなかなか要望しても具体的な検討のところまで入っていただけないような状況もあったわけですが、今回のこの調査の結果を踏まえた協議の中では、これまでになくJR側も積極的な姿勢に変わってきており、前向きに検討していただいているところでもあります。ですから、昨年度の政策課題調査費で行わせていただきました調査につきましては、そういった意味でも非常にこれまでの膠着していたJR側との協議を一步進めるという意味で、非常に成果としてあったものと考えております。

白井委員

どちらにしましてもね、どのくらいのダイナミック、あるいは必要な活動するかということを見ると言ったって予算は例年わずか20万円なんです。今、あなたの答弁聞いている限りで何も進展してない、何もしてない、はっきり言うけど。恥かしくないかい、そんなことで。少なくとも県は中央線の早朝の特急電車なり、そういうその朝早い便は、かつて県が言ってきたのはともかくJRはニーズがないからだと言っているんだという話だよ。そうしたら、今度は今の答弁では三鷹・新宿だとか、高尾云々だとか言っているけれども、ともかく、今のJRというのは口を出すけど金は一銭も出さねえと、倒産を絶対しないような仕組みになっているんだ、あの会社は。

今、公共事業がこれだけ抑制されているときに、今まで鉄道とか港湾事業は公共事業という範疇はなかったんですよ。だけど、港湾とか鉄道事業を公共事業という範疇に捉えてもっと促進していこうということになった。だから、JRは金を出さなくても、国やなんかは一生懸命訴えたり努力したりフットワークよくお願いして歩けば、何かそこに活路があるかもしれんし、ともかくもうJRはだめだ、JRはだめだというふうな先入観があるが故に、予算ではっきりしているんだよ。20万円という計上しかしてない予算、誰が考えたってこの20万円なんていうものは、課長、何にもならないよ、本当に。こんなもの書かない方がいいぞ、恥かしい。ともかくそういうことで明らかに努力不足、明らかに折衝不足、明らかにJRの方針だけをうのみにして、何としても実現しようという意欲が見えてこない、残念ながら。局長、どうですか。

小池リニア交通局長 今、委員の方から中央線の高速化、加えて利便性向上についての努力が足りないのではないかという御指摘を受けたところでございますけれども、先ほどの質問に対する答えも踏まえてちょっとお話しをさせていただきます。中央線そのものの高速化というのは、委員の御承知のとおり、大規模な改良計画はなかなか難しい。では、どうやったら利便性が図れるかということで、本県と長野県、あるいは沿線市町村と同盟を組んで要望をしているところです。そのうち先ほどの早朝特急については、確かに当初はJR東日本のほうはニーズが少ないという話ありましたけれ

ども、よくよくこういう調査をしてみますとやはり高尾以東のダイヤの過密ということで、ちょうど山梨県を6時台に出るような特急については、向こうのダイヤが過密になっているということで、そこに入り込めないというような現実が今あるようです。

それでは、それにかわるようなものが何かないかということで、先ほどお話ししましたけれども、昨年、政策課題調査費をいただきましてニーズも調べましたし、また、過密ダイヤのすき間を縫って何とか入れ込めるようなものはないかということでE電も含めて今検討しております。課長から話しがありましたけれども、これまではJR東日本も話に行っても承りましたので当たりさわりのない返事だけしか返ってこなかったわけですが、このところ大分我々の内容も見て真剣に受けとめていただきまして、月1回ペースで、今、私どもが利便性促進として早朝特急、あるいは回数券の低廉化、それからE電等について今協議を重ねているところです。これについても向こうもある程度前向きになっていただいております、昨年よりはことし、ことしよりは来年という形で進んでいけるのかなと思っています。何と申しましても山梨県の定住化促進という面には大きな意義を持つものであり、まだ決まっておりますので私たちも余り報道もできませんが、そんな形で今一生懸命努力して取り組んでおりますのでまたご理解をお願いしたいと思います。

白井委員

仕事というのは目標を定めてやらなきゃいけないわけだ。E電は知事も一生懸命話し合っただけで、JRもE電については何とか考えるみたいな、そういう方向にあるという話も聞いており、今の答弁にもあったけれども、いつぐらいまでが目標なのかと、実現のためにはというふうなことをしっかりやらなきゃいけないと思う。そして、山梨県がこれだけ低迷しているのは人口が大変減少していくということも重要なファクターの1つですよ。あなたたちも知っているかどうか知らんけれども、山梨県で例年何千人という方々が2月、3月に就職・進学で山梨を離れていくんですよ。その方々が将来山梨県に帰ってくる率は男性が50%、女性は30%と言われている。平均すれば40%は帰ってこないと現実がある。まさにそれは通勤通学というものによって1回大都会へ行った人が、帰りたくも帰れないとか、あるいは通っていればともかく、もうあちらに住んでいるから、住み心地がいいのか何か知らんけれども、さっきのリサーチのことについても我々には全然開示されてない。開示されてないからこの委員の人たちも誰も知らんと思うよ、実際、どのくらいの調査で幾らの費用でやったのか知らんけれども、ともかく、残念ながら、毎年、山梨県の人口の何千人という人たちが減少していく、このことの対応のセクションの1つがあなたたちのセクションなんだよ。そういうことをしっかり自覚してもうちょっとひとつ頑張ってもらいたいということを強く要望しておきます。

小池リニア交通局長 委員の御指摘しっかり承りました。この利便性向上につきまして、E電も含めてことしも知事がJR東日本の幹部と会って、しっかり要請するような段取りも今調整しておりますので、そこにおいてなるべく早く実現できるようにやっていきたいと思っています。ただ、仮に別な利便性向上、例えばE電も含めて導入する場合においても、今の形のままで引き込めるわけではありませんので、また新たな調査も必要になるかと思っておりますけれども、そういうことも踏まえていかに早くそういったことが実現できるか、委員の意見も真摯に受けとめながら取り組んでまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

白井委員

知事の任期中ぐらいに実現すると、そのぐらいの目標値を定めてちゃんとやってほしい。

(フラワーセンター管理費執行残について)

高野委員

農の 10 ページにあるフラワーセンター管理費執行残とあるんですけども、たしかフラワーセンターは指定管理者であると思っております。この指定管理者は幾年から幾年までで幾らの予算で今ところは執行される予定になっているんですか。

田中花き農水産課長

フラワーセンターの管理につきましては、平成 25 年まで株式会社ハイジの村、これは桔梗屋と黒富士農場の出資している会社ですけども、そちらのほうに指定管理者として委託しております。管理委託費についてはゼロであります。通常の施設と異なりまして、そこで収益が上げられるという県の判断によりまして指定管理費についてはゼロであります。ただし、施設の管理、修繕等に対して一定金額以上の大きな金額の修繕については、県のほうの予算で修繕することになっております。その部分の執行残ということであります。

高野委員

いや、その部分の執行残であればその予算建てでもあるはずだよね。そうすると、5 年間ということであるから毎年どのくらいの予算になっているんですか。

田中花き農水産課長

毎年、修繕費として 200 万円を計上しております。

高野委員

これだと執行残が 280 万円でちょっと計算合わないような気がするけれども。

田中花き農水産課長

失礼しました。通常の修繕として 200 万円で、平成 23 年度につきましてはガラス温室漏水修繕費として計上した部分の入札残等含めた金額がこの今年度の残となっております。

高野委員

いや、そう聞いているんじゃない。平成 23 年度は幾らあったの。

田中花き農水産課長

失礼しました。総額で 840 万円であります。

高野委員

年間 200 万円の予算で計上をしつつあるものが、平成 23 年度だけ 800 万円もあるということが、ちょっとよく理解ができないんですけども。ただ、県からのお金はゼロということはよくわかるんですけど、出資法人について、例えば、もし県のほうから年間 3,000 万円、4,000 万円のお金が行っているとして、執行残があるといった場合にどうするのか。よく言われている出資法人の場合は 3 年なり 5 年なりの予算づけがあって、1 年、2 年は一生懸命やると、3 年目は普通にやると、4 年目・5 年目は黙ってお金を残しにかかるということをよく言われているんです。変な数字の何かマジックがあると、出資法人全体が何か全て疑わしきものになってしまうから、ちゃんと答弁してくれるかな。例えば、平成 23 年度の管理費についてはこうだとか、平成 20 年度からはこうなっているとか、そういう言い方をされないと私には理解できない。残があるということは、予算があって残があるわけだ。あなたたちが出したこの全ての書類は意味不明の文書みたいな気がするんですけど、この資料の分け方にしても。それじゃ、例えば課別説明書でやってくれたほうが、我々にとってはありがたいような気がいたします。

質 疑 福祉保健部・森林環境部関係

(福祉人材センター設置運営費について)

桜本委員 福の 7、第 3 款の民生費の下から 3 つ目の福祉人材センター設置運営費について 4,530 万円ほど盛られているんですが、この中身を説明していただけますか。

横森福祉保健総務課長 福祉人材センターは、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする方の就業の援助、研修の企画、実施、相談等を行うことによりまして、豊かな人間性を備えた資質の高い人材を確保するとともに、これらの人材の専門的知識や技術及び意欲を高めて、これを地域社会で活用するために福祉人材センターを設置することになっておりまして、設置主体は山梨県でございますが、運営主体は山梨県社会福祉協議会に委託をしている事業でございます。

桜本委員 職業安定所が行っている人材あっせんはどこが違うんでしょうか。

横森福祉保健総務課長 職業安定所が行っているのは、福祉に限らずというところだと思うんですが、こちらは実施事業といたしまして福祉人材の無料の職業紹介事業の実施や社会福祉事業の説明会・講習会の実施、それから福祉人材確保の相談の実施や啓発・広報等の推進を行っているところでございます。

桜本委員 おわかりの範囲で構いませんが、求職者数あるいは求人数、あるいはそこによって職業として決まった方の人数を把握しておりますか。なければいいですよ。

横森福祉保健総務課長 今、手もとに数字を持ち合わせていません。申しわけございません。

桜本委員 職業安定所の人材紹介と福祉人材センターの福祉関係、医療関係の職員の募集というのがわりと重なっている部分があると思うんですね。その中でこの中身として餅は餅屋と言うんですかね、福祉人材センターが人材として育成していく部分と、紹介する部分というものは職安に任せるというように、ちょっとめり張りをつけるといった、どちらも同じようなことをして成果という形でも具体的に数字を持っていないように、なかなか福祉人材センターにこれほどその部分を任せる必要性が非常に薄れていると思うんですが、その辺いかがお考えでしょうか。

横森福祉保健総務課長 平成 23 年度の求人・求職の状況でございますけれども、有効求職者数が延べで 2,416 名、それから、有効求人数が 6,956 名というところでございまして、その中で紹介人数は 964 名ということで、その後、紹介して採用された方たちは 87 名となっております。

委員のおっしゃるような重なっている部分もございまして、社会福祉協議会がやっているということで福祉プラザの中にもございますので、福祉関係につきましましては、こちらにいらっしゃる方もおられるということで、このような事業をさせていただいております。

桜本委員 じゃあ、ある程度重なっているということはお認めになるんですね。

横森福祉保健総務課長 重なっていると言いますか、ハローワークとも連携をとって行っているということでございます。

桜本委員 結局、ハローワークに求人票は出さなければならない、あるいは決まった場合でもハローワークにその経緯を報告しなければならないというように、また、各種介護の関係、あるいは職を求める方の事情によって例えば事業者に対する助成金等がつく場合も、やはり福祉人材センターのほうではそこまで事業者の説明しきれていない。結局そういった助成金等についてはハローワークの職安のほうにお聞きするというように、逆にそこでおさまらない部分をまた新たに職安のほうにといった指導をしていただければならないという手間も逆にかかってしまうという部分もあります。やるということであれば、そこまで手間をかけずにある程度の各種助成制度についても、この福祉人材センターで取り扱う考えはございますか。

横森福祉保健総務課長 福祉サービス事業への就業を希望する方の登録、それから福祉サービスの実施機関へのあっせんというものは、山梨県の場合には福祉プラザに福祉の関係が集積していますので、そちらのほうを訪ねていらっしゃる方もおられますので、ハローワークとも連携をしながら、やはりそこでやるということも必要だと考えております。

桜本委員 意見の相違がありますけれども、同じことに対して手間をかけてやる必要があるのかどうか、人件費をかけていいのかどうかといったこともありますのでよくご検討をしてください。

(メンタルフレンド派遣事業費について)

次に福の9のメンタルフレンド派遣事業費についてですが、この事業によりひきこもりや不登校などの子どもを持つ家庭の社会参加への意欲を高めたということで、本来の事業と成果というのがあまり結びついていないようにお見受けするんですが、逆に言うと、この中で不登校の子ども、ひきこもり等につきまして具体的にどのくらい学校に復帰しているんでしょうか。

宮沢児童家庭課長 昨年、このメンタルフレンド事業によりまして実施した回数等でございますが、登録者51名ございました。大学生等がこういった子たちを訪問しまして、いろいろ一緒になって精神的なものをカバーしながら学校に復帰させるということでございまして、中央児童相談所と都留児童相談所で123回行っております。委員のご質問の内容の実績、そして不登校が減ったのかとか、そういったことにつきましては大変申しわけございません、現在、資料を持ち合わせておりませんので、また調査をいたしまして御回答したいと思います。

桜本委員 数字はともかくとして、家庭の社会参加への意欲を高めたということではなくて、これはまさしくひきこもりや不登校をなくすという事業じゃないんですかね。その意味で、事業の考え方というのをお間違えになっていませんか。

宮沢児童家庭課長 こういった子に接する人たちにつきましては、年齢の近いお兄さん、お姉さんということでもありますと大学生ということを活用しておりますので、そういった家庭的な雰囲気等もかみ合わせまして事業をしていくことで家庭に戻すと、家庭での生活の向上に図られるのではないかとということです。それによって、ひきこもり・不登校などを少なくしていくというようなことが効果としてあらわれるのではないかと考えております。

桜本委員 ここにメンタルフレンドということで、大学生をフレンド的な立場の中で使いながら、ひきこもり・不登校をなくすということだとは思いますが、不登校、あるいは

はひきこもりというものが、今、長期化になっており 1 年やそこらで片づく問題ではありません。長期的に見てそういった子どもたちを個別に見て、この子はこういうやり方でいこう、この子はこういうやり方でいこうという、やはり多種多様な対策による、トータル的な考え方を一人一人の子の対応に応じて図るべきだと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

宮沢児童家庭課長 メンタルフレンド事業につきましてこうした大学生を中心とした活用をしておりますけれども、情緒不安定ですとか、ひきこもり・不登校などといった子に対しては、もう一つのマザーズホーム事業等がございます。これにつきましては、セラピスト・心理士等がにつきましてケース・バイ・ケースで判定をしておりますので、そういった個々の状態に応じた心理状況で対応していくことが可能かと思っております。

(富士山クリーンアップ事業の推進について)

桜本委員 次に、成果説明書の 48 ページの富士山クリーンアップ事業の推進についてですが、私もこの夏、環境部会のクリーン作戦ということで富士山の清掃活動に行っていました。不法投棄のものを一掃するというようなことで撤去量として 32 トンを今年度撤去したという数字が出ているんですが、おおむね総量としてはどのくらいあるのか。本年度の 32 トンというのはこの成果として、総不法投棄物の何%を撤去したのかおわかりでしょうか。

保坂環境整備課長 委員のおっしゃっていますのは富士山クリーンアップ事業の関係のタイヤの部分でよろしいのでしょうか。

桜本委員 タイヤを含めてですね、この不法投棄物というものを総量でどのくらい富士山に投棄してあるのかということであります。

保坂環境整備課長 富士山北麓における不法投棄の状況でございますけれども、平成 23 年度末で 94 カ所の不法投棄の場所がございまして、全部で 68 トンという数字を把握しております。

桜本委員 富士山北麓の不法投棄物を一掃すると事業には出ていますよね。一掃するというのは要するに全部片づけると。全部片づけるということは 100 トンあるのか、1 万トンあるのか、例えばある程度長期的な視野に立った事業でないで一掃というものをうたえないじゃないですか。そういう意味で、県としては富士山の富士北麓の不法投棄物というのは大体の量として、不法投棄の量としてどのくらいのものを把握しているのかという質問なんです。

保坂環境整備課長 先ほど話をいたしましたように、富士北麓で不法投棄の年度末の残量として 68 トンを確認しております。富士山クリーンアップ事業では 32 トンのタイヤを撤去しております。ですので、今、年度末の残っているのが 68 トンということになります。したがって平成 23 年度の年度末で 68 トン残っています。

桜本委員 だから、今、おおむねあと一、二年ぐらいで大体不法投棄のものは一掃できるということよろしいんですか。それはタイヤという意味ですか。

保坂環境整備課長 タイヤにつきましては、今年度、議員の皆様にも出席していただきまして、その分も入れまして 3 回実施をしまして、8 月の時点で撤去完了となっております。

残りの長期間の不法投棄の場所といたしまして、建築廃材の箇所があと 2カ所大きな部分が残っており、こちらのほうは大分前に捨てられているものでトン数の把握ができませんが、立米としては 368立米と、2,940立米の建築廃材が捨てられているということです。富士山クリーンアップでボランティアの皆さんのお力をおかりして撤去していく箇所ということで、先月、第4回目を行っているところでございます。

桜本委員 事業の部分でどのくらいのを片づけたいというようなめどを持たせるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

保坂環境整備課長 富士山クリーンアップ事業につきましてはことしと来年の2年間の補助事業でございまして、あと、その先は予算的にどうなるのかわかりませんが、行政とすれば、NPOと連携をして各関係団体も交えた中で、少しずつでも撤去を進めていきたいというふうに考えております。

(富士山の環境保全の推進について)

桜本委員 その下に環境部関係の富士山の環境保全の推進ということで、よく2つの事業を比べると非常に似通っている部分があります。各種NPOや諸団体と関係を持ってということで、その下のほうでも美化清掃活動団体の支援というように、やはり、所管部局が違っても協調できるようなところは1つにまとめて、めり張りをつけることがこれからは必要だと思うんですが、課長、いかがお考えでしょうか。

保坂環境整備課長 委員のおっしゃるとおりでございまして、確かにここに富士山環境保全の推進ということで美化清掃活動団体への支援というようなことも環境資源課が窓口になってやっております。こちらにも環境整備課もかかわらせていただいて一緒に行動するようにさせてもらっています。富士山クリーンアップ事業につきましては特にNPOとの協働ということで、環境整備課が中心になって各NPOと各関係団体等と連絡調整する中で進めさせていただいております。

(こころの発達総合支援センター運営費について)

棚本委員 福の10ページですが、上の段でこころの発達総合支援センター運営費についてちょっとお聞きます。成果説明書ですと90ページにうたっております。申し上げるまでもなく、このこころの発達総合支援センターはいわゆるメンタルクリニックから発展的にとということで、今まで、相談の待機者が多く、相談日数が3カ月とかかかっていたのを、短期的に相談業務を受けられるようにするんだと、かなり鳴り物入りで、県民も期待を寄せていた総合支援センターであります。そこでまず1点支援センターが開設できて今までの相談待機者、時間的な解消というのはどの程度改善されたのか、お伺いします。

篠原障害福祉課長 昨年4月に発展的に統合・解消をいたしまして、現在のこころの発達総合支援センターができました。その結果、診療では以前の同期に比べて1.4倍、それから新規の相談は5倍近くの数字を示しております。現在も多少の相談待ち等がございますが、以前の相談待ちの時間の長さとの現在の相談待ちの時間の長さを単純に比較することはできないと思いますが、現状、多少の待ち時間がございます。なお、基本的には完全予約制となっておりますので、どうしても待ち時間は避けられないという状況でございます。

棚本委員 時間的には今の課長のお話でわかりました。私のちょっと質問がずれていたかも

しれませんが、待ち時間ということもさることながら、かなり以前は予約をとって実際の診療に至るまでの期間というのが、私の記憶ですと相当長かったようなつもりではありますが、その点の短縮というのはいかがですか。

篠原障害福祉課長 部分的には新規の診療とか相談は最優先でしております。そのためにスタッフを増強しております。手もとに数字の資料がございませんが、新規について言えば大幅な短縮になっているはずでございます。

棚本委員 成果という決算でありますから、そういう趣旨で新規に総合支援センターができた成果という観点の中から、今、短縮できたかどうかを、非常に機械的な質問だったかもしれませんが、やはり決算上やむを得ない質問で申しわけありません。

それから、これ趣旨がワンストップということが大きな目的になっておりましたから、この性格上、答えにくい部分かもしれませんが、ワンストップという観点からいったらいかがでしょうか。本来の趣旨を達成できた成果が上がっているとお考えでしょうか、把握できている範囲で結構でございます。

篠原障害福祉課長 診療部門と相談部門が一緒になった結果、診療、相談、療育のこの3つが一貫して1カ所で行えるようになりました。この辺につきましては利用されている方々からも助かったというような声を聞いているところでございます。

棚本委員 わかりました。これ本来の設立の大きな目的でありましたから、やはり従来いろんな話をお聞きして伝わってくる所ですと、これができる前というより、1つずつ自分の手探りの中でどこのいろんな機関を訪ね歩いたというような話もある中で、このワンストップは今、課長のお話の中でさらなる期待を込めるわけですが、成果という観点でいけば非常に初期の目的も達成しつつあると、こんなふうに今理解をしました。

(児童相談所の運営について)

もう一点、児童相談所の運営についてちょっとお尋ねをします。これは中央児相、都留児相も、都留児相できたときの今思いを起しておりますが、これも親子再統合訓練室という結構華々しく、やっぱり一度施設内、表現が施設内というんですかね、児相の中の親子再統合訓練室でもう一度親子の再統合訓練をして、そして家庭に復帰できるようにするんだというような趣旨の中で運営もされておったという記憶がありますが、決算という観点の中から、今、非常に多くの相談や業務を抱えて多忙だということも何度か児童相談所の現場へも訪ねていってお聞きをしました。今、決算という観点からいかがですか、児相のこの再統合訓練室などを含めたこの運営の成果というのをお聞きしたいと思っております。

宮沢児童家庭課長 委員御指摘のとおり昨年も非常に多くの相談件数がございまして、市町村分も合わせまして930件、そのうち児童相談所ということで約500弱の相談がございまして。こうした中で非常に件数が多い中で、しかも困難な事例が多くなってきているということでございます。再統合につきましてもそういった方向に向けて職員が努力をしているところでございますけれども、なかなか困難な事例からすぐには再統合というケースというのはそう簡単には生まれてないという難しさが出ておるのが実情でございます。

棚本委員 終わりにしますが、もう一点だけ、これは連日虐待の問題はじめ児童相談所を取り巻く課題というのが報道を初め現実的に、今、課長のご答弁の中で非常に膨大な業務を抱えているというお話でありました。この決算に関して平成23年度で考え

れば児童相談所の運営体制というのは、職員体制も含めて適正な業務に対する体制が十分取られているのですか。そこだけお聞きして終りたいと思います。

宮沢児童家庭課長 都留児童相談所につきましては、相談件数は中央児童相談所に比べて少ない状況です。やはり中央児童相談所は、エリアも広く対象人数も多いということで非常に厳しい人員体制で行っておりまして、児童相談所の職員基準にちょっと欠けている状況でございますので、その辺について体制の強化ということも考えていきたいと考えております。

その他

- ・各会計の決算状況に対する意見がある場合は、「決算特別委員会審査意見書」の様式により 11 月 2 日までに提出し、11 月 12 日及び 14 日開催予定の総括審査では、当日の意見とあわせて審査することとした。

以 上

決算特別委員長 木村富貴子